

数量一覧表

項目	当初		備考
大戸川小田排水機場実施設計業務委託			
地質調査業務	1 式		
土質ボーリング(粘性土・シルト)	2 m		
土質ボーリング(礫混じり土砂)	5 m		
岩盤ボーリング(軟岩)	3 m		
標準貫入試験(粘性土・シルト)	2 回		
標準貫入試験(礫混じり土砂)	5 回		
標準貫入試験(軟岩)	3 回		
土粒子の密度試験	2 資料		
土の含水比試験	2 資料		
土の液性限界試験	1 資料		
土の塑性限界試験	1 資料		
土の粒度試験	1 資料		
測量一般業務	1 式		
4級基準測量	2 点		
作業計画	1 業務		
現地踏査	0.06 km		
線形決定	0.06 km		
IP設置	0.06 km		
中心線測量	0.06 km		
仮BM設置測量	0.06 km		
縦断測量	0.06 km		
横断測量	0.06 km		
現地測量	1 式		
打合せ	1 業務		
設計業務	1 式		
ポンプゲート(土木構造)詳細設計	1 箇所		
用排水ポンプ設備実施設計	1 式		

項 目	当初		備考
水門設備実施設計	1 式		
除塵設備実施設計	1 式		
電気設備詳細設計	1 式		
河川協議資料作成	1 式		
建築確認申請資料作成	1 式		
打合せ	1 業務		
関係機関打合せ協議	1 業務		

特記仕様書(地質・土質調査条件一覧表)

No.1

明示項目	明示事項 (条件及び内容)
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 地質・土質調査業務共通仕様書 (三重県) 【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む (最新改正 年 月) <input type="checkbox"/> その他 ( )
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後10日以内に業務計画書 (工程表) を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書 (工種、設計数量、実施数量等を記載) を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、( <input type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> ( 2 ) 部) とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。( ) <input type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物 (A 4 版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名 ) <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり) <input type="checkbox"/> その他 ( )
オ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
カ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 <hr/> <hr/> <hr/>
キ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入 (伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号) を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等 (伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号) による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> その他

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。伊賀市
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。令和2年5月

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号及び令和2年国土交通省告示第461号により一部改正）準用） <input type="checkbox"/> 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 <input type="checkbox"/> 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後10日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 <input type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、 （ <input type="checkbox"/> 既設の基準点（1～4等三角点又は1～3級基準点） <input type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点）とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものについては除外する。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> （2）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名 ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
カ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
キ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。  
 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 10 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。  <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> （2）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 河川、砂防及び海岸・海洋 部門、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
管理技術者の の その他 要件	<input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
令和2年5月

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 河川、砂防及び海岸・海洋 部門、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 河川、砂防及び海岸・海洋 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は 3 回とする。 <input type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
令和2年5月

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 当仕様書及び別添特記仕様書参照
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
令和2年5月

## 【 特 記 仕 様 書 】

### I. 地質調査業務

調査項目	種別・細別・規格	数量	備考
機械ボーリング	粘性土・シルト φ 66mm	2m	
	礫混じり土砂 φ 66mm	5m	
	軟岩 φ 66mm	3m	
標準貫入試験	粘性土・シルト	2回	
	礫混じり土砂	5回	
	軟岩	3回	
室内土質試験	土粒子の密度試験	2 試料	
	土の含水比試験	2 試料	
	土の液性限界試験	1 試料	
	土の塑性限界試験	1 試料	
	土の粒度試験	1 試料	
足場仮設	平坦地足場	1 個所	
調査孔閉塞		1 個所	



## II. 測量業務

作業項目	種別・細別・規格	数量	備考
4 基準点測量	伐採なし、永久標識設置なし	2 点	
作業計画		1 業務	
現地踏査	平地・耕地 交通量 1,000 台未満/12 時間	0.06km	
線形決定	平地・耕地	0.06km	
I P 設置	平地・耕地 交通量 1,000 台未満/12 時間	0.06km	
中心線測量	平地・耕地 測点間隔 10m 交通量 1,000 台未満/12 時間	0.06km	
仮 B M 設置測量	平地・耕地	0.06km	
縦断測量	平地・耕地 交通量 1,000 台未満/12 時間	0.06km	
横断測量	平地・耕地 測点間隔 10m, 測量幅 45m 未満 交通量 1,000 台未満/12 時間	0.06km	
現地測量	1/500, A=0.007km <sup>2</sup>	1 式	

### Ⅲ. 設計業務

作業項目	作業内容	数量	備考
1. ポンプゲート (土木構造物) 詳細設計			
1-1. 設計計画	業務の目的・主旨を十分に把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。	1 式	
1-2. 現地踏査	貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現状状況を把握し整理する。	1 式	
1-3. 基本事項の決定	貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、詳細設計で決定する事項を整理し、施設、配置計画、断面、基礎地盤の沈下・変位量、地盤対策工及び函材、形式等を検討する。	1 式	
1-4. 構造設計			
(1) 設計条件の確認	構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定する。	1 式	
(2) 基礎工	荷重条件、水路構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の特性を考慮した「弾性床上の梁」「構造全体の安定計算」等の解析により、地盤の降伏変位量等について照査し、水路構造及び地盤改良工の仕様を検討する。	1 式	
(3) 本體工	土木構造物(躯体、門柱・操作台等)の沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成する。	1 式	
(4) ゲート及び操作室	扉体、巻上機、戸当り、操作室の各部について検討し、ゲート・操作室の設計を行う。	1 式	
1-5. 施工計画	本體築造に伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工法を検討する。	1 式	
1-6. 仮設構造物設計	施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響を考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定する。	1 式	
1-7. 数量計算	数量算出要領等に基づき、工種別、区間別に数量珪砂を行い取りまとめる。	1 式	
1-8. 照査	照査計画に基づき、作業の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
1-9. 報告書作成	各設計項目の成果物の点検、とりまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	

作業項目	作業内容	数量	備考
2. 排水ポンプ設備 実施設計	φ 700mm(58m <sup>3</sup> /min) × 2 台		
2-1. 設計計画	貸与資料及び設計に必要な資料収集及び把握し、作業計画を樹立する。	1 式	
2-2. 基本事項	ポンプ形式の決定し、土木構造物の寸法決定を行う。	1 式	
2-3. 詳細事項	ポンプの全揚程、計画実揚程、ポンプ仕様、原動機出力等の決定を行い、配置、操作制御方式等の検討・決定を行う。	1 式	
2-4. 設計計算	設計計算書、各部材応力計算、材質・部材の検討・決定し、施工計画・工事工程計画及び特別仕様書(案)の作成を行う。	1 式	
2-5. 設計図	構造図等各種図面を作成する。	1 式	
2-6. 材料計算	主要部材数量表(内訳表・集計表)、機器数量表(規格・重量・容量)を作成する。	1 式	
2-7. 照査	照査計画に基づき、作業の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
2-8. 概算工事費	工事に必要な概算工事費の算出を行う。	1 式	
3. 水門設備実施設計	ローラーゲート 3.0m(W) × 2.5m(H) × 1 門		
3-1. 設計計画	貸与資料及び設計に必要な資料収集及び把握し、作業計画を樹立する。	1 式	
3-2. 基本事項	ゲート形式、水密方式及び巻上方式の検討・決定を行う。	1 式	
3-3. 詳細事項	操作制御方式及び付属設備の仕様・配置の検討・決定を行う。	1 式	
3-4. 設計計算	設計計算書、材質・部材及び装置・諸元の検討・決定し、施工計画・工事工程計画及び特別仕様書(案)の作成を行う。	1 式	
3-5. 設計図	構造図等各種図面を作成する。	1 式	
3-6. 材料計算	主要部材数量表(内訳表・集計表)、機器数量表(規格・重量・容量)を作成する。	1 式	
3-7. 照査	照査計画に基づき、作業の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
3-8. 概算工事費	工事に必要な概算工事費の算出を行う。	1 式	

作業項目	作業内容	数量	備考
4. 除塵設備実施設計	4. 0m(W)×2. 5m(B)×1 基		
4-1. 設計計画	貸与資料及び設計に必要な資料収集及び把握し、作業計画を樹立する。	1 式	
4-2. 基本事項	除塵機形式等の検討・決定を行う。	1 式	
4-3. 詳細事項	操作制御方式及び付属設備の仕様・配置の検討・決定を行う。	1 式	
4-4. 設計計算	設計計算書、材質・部材及び装置・諸元の検討・決定し、施工計画・工事工程計画及び特別仕様書(案)の作成を行う。	1 式	
4-5. 設計図	構造図等各種図面を作成する。	1 式	
4-6. 材料計算	主要部材数量表(内訳表・集計表)、機器数量表(規格・重量・容量)を作成する。	1 式	
4-7. 照査	照査計画に基づき、作業の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
4-8. 概算工事費	工事に必要な概算工事費の算出を行う。	1 式	
5. 電気設備詳細設計			
5-1. 現地調査	現況施設の電気設備の状況及び設計に必要な現地調査を行い、	1 式	
5-2. 設計計画	電気機器容量、電気設備の仕様及び配置等の検討・決定を行う。	1 式	
5-3. 図面作成	機器図及び工事図等各種図面を作成する。	1 式	
5-4. 数量計算	主要部材数量表(内訳表・集計表)、機器数量表(規格・重量・容量)を作成する。	1 式	
5-5. 特別仕様書作成	運転方案及び特別仕様書(案)の作成を行う。	1 式	
5-6. 点検とりまとめ	各設計項目の成果物の点検、とりまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	
6. 河川協議資料作成	国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所との河川協議資料の作成を行う。	1 式	
7. 建築確認申請資料作成	操作室の建築確認申請資料作成を行う。	1 式	
8. 打合せ	着手前、中間 3 回、最終	1 式	
9. 関係機関打合せ協議		3 回	